

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日、
翌日とする)

◇条 例 目 次
風致地区内における建築等の規制に関する条例

条 例

風致地区内における建築等の規制に関する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十一号

風致地区内における建築等の規制に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条

第一項の規定に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(行為の制限)

第二条 風致地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、

あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、別表第一に掲げる行為については、この限りでない。

一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転

二 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

三 水面の埋立て又は干拓

四 木竹の伐採

五 土石の類の採取

六 建築物等の色彩の変更

2 国又は県の機関（次の各号に掲げる公団等を含む。以下本項において同じ。）が行なう行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

一 日本電信電話公社

二 日本住宅公団

三 農地開発機械公団

四 日本道路公団

五 森林開発公団

六 労働福祉事業団

七 雇用促進事業団

八 水資源開発公団

九 簡易保険郵便年金福祉事業団

十 日本鉄道建設公団

十一 公害防止事業団

十二 中小企業振興事業団

十三 鳥取県住宅供給公社

3 別表第二に掲げる行為については、第一項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。

(許可の基準等)

第三条 知事は、前条第一項各号に掲げる行為で、別表第三に定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

2 前条第一項の規定による許可には、都市の風致を維持するため必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(監督処分)

第四条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、都市の風致を維持するため必要な限度において、第二条第一項の規定によつてした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

一 第二条第一項の規定に違反した者

二 第二条第一項の規定に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないでみずからその工事をしている者若しくはした者

三 第二条第一項の規定による許可に附した条件に違反している者

四 詐欺その他不正な手段により、第二条第一項の規定による許可を受けた者

2 知事は、前項の規定により処分をし、又は必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。

3 第一項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。

この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行なうべき旨及びその期限までに当該措置を行なわないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行なう旨を、あらかじめ、公告しなければならぬ。

(立入検査)

第五条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行なうため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行なわれている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた

ものと解してはならない。

(罰則)

第六条 第四条第一項の規定による知事の命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第七条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二条第一項の規定に違反した者

二 第三条第二項の規定により許可に附せられた条件に違反した者

第八条 第五条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十五年六月十四日から施行する。

(経過措置)

2 旧都市計画法施行令(大正八年勅令第四百八十二号)第十三条の規定による知事の命令の規定による許可は、第二条第一項の規定による許可とみなす。ただし、当該許可に附した条件で第三条第二項後段の規定に違反するものは、違反する限度において効力を失うものとする。

別表第一

一 都市計画事業の施行として行なう行為

二 国、県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる

者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行なう行為

三 非常災害のため必要な応急措置として行なう行為

四 建築物の新築、改築又は増築で、新築、改築又は増築に係る建築物又はその部分の床面積の合計が十平方メートル以下であるもの(新築、改築又は増築後の建築物の高さが八メートルをこえることとなるものを除く。)

五 建築物の移転で、移転に係る建築物の床面積の合計が十平方メートル以下であるもの

六 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、改築、増築又は移転

イ 工事又は祭礼その他これに類する催しのため必要な仮設の工作物の新築、改築、増築又は移転

ロ 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、改築、増築又は移転

ハ 電線、電話線その他これらに類する工作物で高さが十五メートル以下であるものの新築、改築、増築又は移転

ニ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台の新築、改築、増築又は移転

ホ その他の工作物の新築、改築、増築又は移転で、その新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが一・五メートル以下であるもの

七 面積が十平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが一・五メートルをこえるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

八 面積が十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓

九 次に掲げる木竹の伐採

イ 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行なわれる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 本表各号及び別表第二各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

十 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第七号の土地の形質の変更と同程度のもの

十一 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

十二 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行なう行為

ロ 建築物の存する敷地内で行なう次に掲げる行為

(1) 当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）その他これらに類する工作物の新築、改築、増築又は移転

(2) 土地の形質の変更で、高さが一・五メートルをこえるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(3) 水面の埋立て又は干拓

(4) 高さが五メートル以下の木竹の伐採

(5) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が(2)の土地の形質の変更と同程度のもの

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行なう行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(1) 建築物の新築、改築、増築又は移転

(2) 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルをこえる農道若しくは林道の設置

(3) 宅地の造成又は土地の開墾

(4) 水面の埋立て又は干拓

(5) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行なうものを除く。）

別表第二

一 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川又は同法第百条第一項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

二 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為

三 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止工事の施行に係る行為

四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為

五 海岸法（昭和三十一年法律第一百号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為

六 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条に規定する保安施設事業の施行に係る行為

七 森林法第五条の地域森林計画に定める林道の新設又は管理に係る行為

為

八 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第十八条第一項(同項第四号を除く。)に規定する業務に係る行為(第一号に掲げるものを除く。)

九 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)による信号機の設置又は管理に係る行為

十 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第一号から第五号までに掲げる港湾施設(同条第六項の規定により同条第五項第一号から第五号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。)に關する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為

十一 漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第三条第一号に掲げる基本施設又は同条第二号イ及びロに掲げる機能施設に關する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為

十二 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)による航路標識の設置又は管理に係る行為

十三 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)による信号所の設置又は管理に係る行為

十四 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第九十六条に規定する指示に關する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為

十五 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

十六 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)による公園事業又

は県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為

十七 国有林野内において行なう国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

十八 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為

十九 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)

二十 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行なう農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に關し必要な事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)

二十一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第五十六条の十第一項の規定により指定された重要民俗資料、同法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第六十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第七十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

二十二 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第三条第一項に規定する鉱物の掘採に係る行為

二十三 高速自動車国道若しくは道路法(昭和二十七年法律第八十号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による一般自動車~~車~~を除く。)とを連結する施設の~~新設及び改築を除く。~~)又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の~~拡幅~~、舗装、勾配の緩和、

線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。
()、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

二十四 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連結する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為

二十五 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為

二十六 日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団が行なう鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為

二十七 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第一条第一項若しくは第二項に規定する地方鉄道の敷設（駅等の建設を除く。）、同条第三項に規定する索道で一般の需要に応じ旅客若しくは物品を運送するものの建設又はこれらの施設の管理に係る行為

二十八 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

二十九 国又は地方公共団体が行なう通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

三十 日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社が行なう公衆電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

三十一 有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）による有線放送電話業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

三十二 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

三十三 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

三十四 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

三十五 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

別表第三

一 建築物等の新築については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当すること。

イ 仮設の建築物等

(1) 当該建築物等の構造が、容易に移転し、又は除却することができものであること。

(2) 当該建築物等の規模及び形態が、当該新築の行なわれる土地及

ロ 地下に設ける建築物等
ロ その周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

当該建築物等の位置及び規模が、当該新築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ その他の建築物等

(1) 建築物

(i) 当該建築物の高さが十五メートル以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、当該新築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行なわれることが確実と認められる場合においては、この限りでない。

(ii) 当該建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が十分の四以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(iii) 当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては二メートル以上、その他の部分にあつては一メートル以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(iv) 当該建築物の位置、形態及び意匠が、当該新築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和で

ないこと。

(v) 当該建築物の敷地が、造成された宅地又は水面の埋立て若しくは干拓が行なわれた土地であるときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置を行なうものであること。

(2) 工作物

当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、当該新築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

二 建築物等の改築については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当すること。

イ 建築物

(1) 当該改築後の建築物の高さが、改築前の建築物の高さをこえないこと。

(2) 当該改築後の建築物の位置、形態及び意匠が、改築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ロ 工作物

当該改築後の工作物の規模、形態及び意匠が、改築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

三 建築物等の増築については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当すること。

イ 仮設の建築物等

(1) 当該増築部分の構造が、容易に転移し、又は除却することがで

きるものであること。

(2) 当該増築後の建築物等の規模及び形態が、増築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ロ 地下に設ける建築物等

当該増築後の建築物等の位置及び規模が、増築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ その他の建築物等

(1) 建築物

(i) 当該増築部分の建築物の高さが十五メートル以下であること。第一号ハの(1)(i)ただし書の規定は、この場合について準用する。

(ii) 当該増築後の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が十分の四以下であること。第一号ハの(1)(ii)ただし書の規定は、この場合について準用する。

(iii) 当該増築部分の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては二メートル以上、その他の部分にあつては一メートル以上であること。第一号ハの(1)(iii)ただし書の規定は、この場合について準用する。

(iv) 当該増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、増築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(2) 工作物

当該増築後の工作物の規模、形態及び意匠が、増築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

四 建築物等の移転については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当すること。

イ 建築物

(1) 当該移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては二メートル以上、その他の部分にあつては一メートル以上であること。第一号ハの(1)(iii)ただし書の規定は、この場合について準用する。

(2) 当該移転後の建築物の位置が、移転の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ロ 工作物

当該移転後の工作物の位置が、移転の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

五 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更については、次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 土地の形質の変更後の土地について植栽その他必要な措置を行なうこと等により変更後の地貌（まぶた）が変更を行なう土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならず、かつ、変更を行なう土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ロ 土地の形質の変更を行なう土地の区域の面積が一ヘクタールをこえるものにあつては、イのほか、次に掲げる要件に該当すること。

(1) 高さが五メートルをこえるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと。

(2) 都市の風致の維持上特に重要な森林として知事が指定するものの伐採を伴わないこと。

六 水面の埋立て又は干拓については、当該水面の埋立て又は干拓後の地貌が、埋立て又は干拓を行なう土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。

七 木竹の伐採については、当該木竹の伐採が、次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致をそこなうおそれが少ないこと。

イ 森林の択伐

ロ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（第五号ロ(2)の森林に係るものを除く。）で、伐採区域の面積が一ヘクタール以下のもの

ハ 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採で、森林である土地の区域において行なうもの

ニ 森林である土地の区域外における木竹の伐採

八 土石の類の採取については、採取の方法が、当該採取を行なう土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

九 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該建築

物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和すること。